





(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	施設管理部施設管理課	
	連絡先	電話番号	03-5803-1162
		ファクシミリ番号	03-5803-1339
		電子メールアドレス	b570500@city.bunkyo.lg.jp
公表の 担当部署	名称	施設管理部施設管理課	
	連絡先	電話番号	03-5803-1162
		ファクシミリ番号	03-5803-1339
		電子メールアドレス	b570500@city.bunkyo.lg.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス :	http://www.city.bunkyo.lg.jp
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	
		所在地 :	
		閲覧可能時間	
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名 :	
入手方法 :			
<input type="checkbox"/> そ の 他			

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

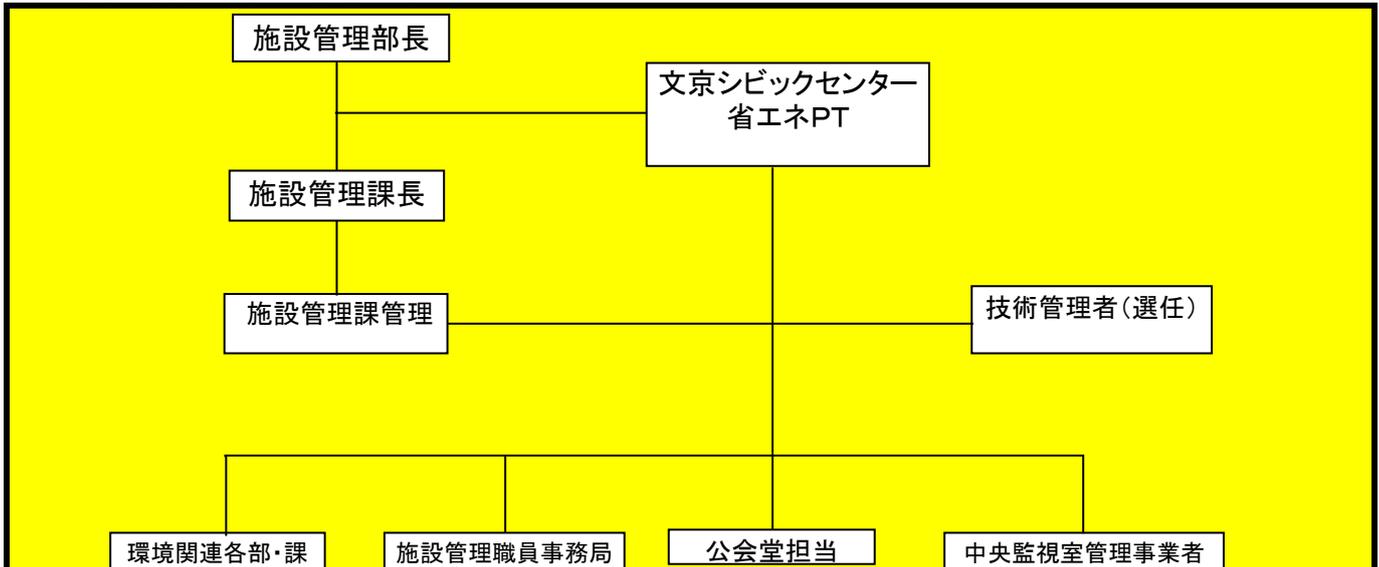
2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

文京区は大都市の利便性と恵まれた生活環境の双方を兼ね備えており、これらは、世代を超えて人と環境の調和が図られてきた成果であり、この成果を未来の世代へ伝えていくことは私たちの義務と捉えている。

- ・地域における環境活動を支援する。
- ・緑や生物が生き、循環できる場を守り育てる。
- ・物資の再利用やごみの抑制など、できるかぎりの環境負荷を抑制した社会を実現する。
- ・環境負荷の少ないごみ処理方法を積極的に導入するなどにより、その開発を支援する。
- ・清掃関連施設を整備するなど、資源循環型社会への対応を図る。
- ・自然エネルギーなどの新技術の導入を図る。

以上の基本政策に基づき、地球温暖化対策を推進するため、区事務事業について、温室効果ガスの排出抑制のためのさまざまな取り組みや総排出の目標を定め、実施計画の点検、公表を行う。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	省エネ機器の導入および省エネ機器への更新を行うとともに、職員への省エネ啓蒙等の活動を通じて総量削減義務（8%見込み）以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス			
削減義務の概要	基準排出量	5,660 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務の平均削減率	I-1
	排出上限量（削減義務期間合計）	26,040 t（二酸化炭素換算）		8.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	積極的な省エネ機器への更新を行い、基準排出量の17%以上の削減を目指す。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）		5,117	5,321			
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）					
	メタン（CH <sub>4</sub> ）					
	一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF <sub>6</sub> ）					
	上水・下水	33	35			
合計		5,150	5,356			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m<sup>2</sup>・年

	2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	63.8	66.3			

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2002年度、2003年度、2004年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	5,660	5,660	5,660	5,660	5,660	28,300
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = Σ A-D)						26,040
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						2,260
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	5,321					5,321
	排出削減量 (F = A - E)	339					339

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

外気温度とエネルギー使用量の相関性が高いことから、空調によるエネルギー使用量および温室効果ガスの増減要因が大きい。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	130100	13_空気調和の管理	空調機の変風量制御	2010～2012年	
2	150200	15_照明設備の運用管理	高効率照明への更新	2010～2014年	
3	120200	12_冷凍機の効率管理	冷却水ポンプの流量制御（電算室系統）	2011～2012年	サーバーの改修（設置台数、機種変更）を確認後、制御の追加を検討する。
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

東京都の地球温暖化防止計画および省エネ法の中長期計画に沿って、運用対策・省エネ装置導入対策による省エネを実施。下表に主に実施した省エネ対策を示す。今後も積極的に省エネ対策を実施し、第二計画期間における削減率を達成するよう計画を実施する。

No.	省エネ対策	運用	設備導入	エネルギー源
1	直焚冷温水機・ボイラーの空気比調整	○		ガス
2	二次ポンプの送水圧力とインバータ制御値の調整	○		電気
3	冷水温度の設定変更	○		ガス
4	冷却水温度設定変更	○		電気・ガス
5	蒸気バルブの断熱強化		○	ガス
6	室内温度の設定変更	○		ガス・電気
7	空調機の間欠運転による外気導入量の削減		○	ガス・電気
8	省エネファンベルトへの更新		○	電気
9	擬音装置の設置		○	上水・中水
10	照明器具のHfへの更新		○	電気
11	電球型蛍光灯への更新		○	電気
12	ホールの除湿再熱の停止		○	ガス・電気
13	低層階空調機の変風量制御		○	ガス・電気
14	LED型ダウンライトの導入		○	電気
15	駐車場給排気ファンの更なる運転時間削減	○		電気

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	エコドライブの推進と自動車の台数管理、低燃費型自動車の導入
------	-------------------------------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	①廃棄物搬出業者等との契約仕様書に環境配慮型車両使用を明記 ②公共交通機関の利用促進 ③エコドライブの普及促進
------	---

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input checked="" type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	廃棄物搬出業者等との契約仕様書に環境配慮型車両の使用を明記	○				
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
	廃棄物搬出業者等との契約仕様書に環境配慮型車両の使用を明記	○				
物流効率化の推進による交通量の抑制					○	
エコドライブの推進	廃棄物搬出業者等との契約仕様書にアイドリングストップ等を記載すること			○		
体制の整備	エコドライブ・カーシェアリングの普及啓発・促進	○				
貨物輸送以外の自動車交通量対策	公共交通機関（コミュニティバス「Bーぐる」）の利用促進	○				
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）排出量						
		kg / t・km				